

岡山県保育士就職準備金借入申込書

令和4年7月1日

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会長 殿

岡山県保育士就職準備金の貸付を受けたいので、次により関係書類を添えて申し込みます。

フリ 氏	ガナ 名	おかやま 岡山	はなこ 花子	生年月日 (年齢)	平成5年1月1日 (29歳)
住 所	〒700-0807 岡山市北区〇〇町1234-5 自宅電話 (086) 226-0000 携帯電話 090-1234-0000				
就 職 先	施 設 名	岡山県社協保育園			
	住 所	〒700-0807 岡山市北区〇〇町9876-5 電話 (086) 226-0000			
	勤務開始日	令和4年5月1日			
申 請 者	誓 約	<p>私は、以下の要件をいずれも満たしており、かつ、本制度と同種の貸付（保育士修学資金の就職準備金を含む）を受けていないことを誓約いたします。</p> <p>① 岡山県保育士修学資金貸付等制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項第1号に規定する以下の施設又は事業を離職した者若しくは当該施設又は事業に勤務経験のない者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(該当番号を○で囲んで下さい。)</p><p>1. 保育所 2. 幼保連携型認定こども園 3. 家庭的保育事業 4. 小規模保育事業 5. 事業所内保育事業 6. 幼稚園 7. 1～6の勤務経験なし</p></div> <p>② 要綱第2条第2項第2号に規定する以下の施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者であり、保育士として週20時間以上の勤務に従事する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(該当番号を○で囲んで下さい。)</p><p>1. 保育所 2. 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設 3. 幼稚園のうち、認定こども園への移行を予定している施設 4. 認定こども園 5. 家庭的保育事業 6. 小規模保育事業 7. 居宅訪問型保育事業 8. 事業所内保育事業 9. 病児保育事業であって、知事に開始届出を行ったもの 10. 一時預かり事業であって、知事に開始届出を行ったもの 11. 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 12. 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 13. 企業主導型保育事業</p></div>			
		申請者 氏名 岡山 花子			

裏面に続く

申請者	就職準備金額 (借用希望金額)	400,000 円		
	就職準備金の 使途・金額	1. 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 200,000 円 2. 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料 円 3. 保育所等で使用する被服費 100,000 円 4. 保育所等の勤務に当たり研修を受けた際の研修費用 円 5. 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 円 6. 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用 100,000 円 7. 申請者の子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用 円 8. その他保育所等への就職に当たって必要と考えられる費用 円 (下欄に具体的に記入して下さい。)		
連帯保証人	フリガナ氏名	おかもやま たろう 岡山 太郎	生年月日	昭和 55 年 11 月 11 日
			本人との続柄	伯父
	住所	〒700-0807 岡山市北区〇〇町 678-9 電話 (086) 123 - 〇〇〇〇		
	勤務先 又は 連絡先	所在地 名称	〒700-0807 岡山市北区〇〇町 987-6 株式会社〇〇おかもやま 電話 (086) 987 - 〇〇〇〇	

【記載に当たっての注意事項】

- 「貸付決定番号」欄は、記入しないでください。
- この申込書は、借入申込者が全て記入してください。
- 連帯保証人は、申請者と独立した生計を営む保証能力の確実な成年者であることが望ましいです。ただし、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者等）でなければなりません。
※連帯保証人の状況により貸付けが認められない場合があります。
- 本制度は潜在保育士の支援を目的としているため、新卒保育士（指定保育士養成施設を卒業後、速やかに保育所等に勤務する方）は、貸付対象になりません。

【添付書類】

- 申請者及び連帯保証人の住民票の写し
※発行から3か月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの（コピーは不可）
- 就職準備金の使途が確認できる書類（見積書又は領収書の写し等）
- 新たに保育所等に勤務すること及び勤務時間が確認できる書類（雇用契約書の写し等）
※指定保育士養成施設を卒業した月、又はその翌月から保育所等に勤務する場合は、「保育所等への採用が内定（決定）した日を確認できる書類（内定通知書の写し等）」を追加で提出してください。
- 保育士としての直近の勤務経験等を確認できる書類（就職先に提出した履歴書の写し等）
※以下に掲げる施設又は事業を離職したこと若しくは当該施設又は事業に勤務経験のないことが確認できるもの

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園
--

- 保育士証の写し
- 連帯保証人の所得・課税証明書 ※最新の所得に対応するもの
- 保育士就職準備金貸付事業における個人情報の取扱いについて（様式第16号）
※裏面の同意書に申請者と連帯保証人がそれぞれ記入・押印したもの